

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和四十七年四月奈良県規則第二号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)の施行に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(廃棄物処理施設設置の許可証の書換え交付及び再交付)

第二条 法第八条第一項又は法第十五条第一項の許可を受けた者(次項及び次条において「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る許可証(この条及び次条において「許可証」という。)の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設設置許可証書換え交付申請書(第一号様式)に、既に交付を受けている許可証及び当該変更に係る事項を明らかにする書類を添えて、知事に許可証の書換え交付の申請をしなければならない。

2 許可を受けた者は、許可証をき損し、若しくは汚損し、又は亡失したときは、一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設設置許可証再交付申請書(第一号様式)を知事に提出して、許可証の再交付の申請をすることができる。この場合において、許可証をき損し、又は汚損したときは、当該許可証を添えなければならない。

(廃棄物処理施設設置の許可証の返納)

第三条 許可を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に許可証を返納しなければならない。

一 許可証の再交付を受けた者が亡失した許可証を発見したとき。

二 当該許可を取り消されたとき。

三 当該許可に係る施設を廃止したとき。

(熱回収施設設置者の認定証の交付)

第三条の二 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(第一号様式の二)を交付するものとする。

(平二三規則一八・追加)

(熱回収施設設置者の認定証の書換え交付)

第三条の三 知事は、法第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けた者(以下「認定を受けた者」という。)から政令第五条の五(政令第七条の四において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出があった場合において、当該認定に係る認定証(以下「認定証」という。)の書換えを必要とすると認めるときは、認定証を書き換えて交付する。

(平二三規則一八・追加)

(熱回収施設設置者の認定証の再交付)

第三条の四 認定を受けた者は、認定証を毀損し、若しくは汚損し、又は亡失したときは、一般廃棄物(産業廃棄物)熱回収施設設置者認定証再交付申請書(第一号様式の三)を知事に提出して、認定証の再交付の申請をすることができる。この場合において、認定証を毀損し、又は汚損したときは、当該認定証を添えなければならない。

(平二三規則一八・追加)

(熱回収施設設置者の認定証の返納)

第三条の五 認定を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に既に交付を受けている認定証を返納しなければならない。

一 認定証の再交付を受けた者が亡失した認定証を発見したとき。

二 当該認定を取り消されたとき。

三 当該認定に係る施設を廃止したとき。

2 認定を受けた者は、当該認定の更新又は変更届出をして新たに認定証の交付を受けるときは、既に交付を受けている認定証を返納しなければならない。

(平二三規則一八・追加)

(産業廃棄物処理業の許可証の再交付)

第四条 法第十四条第一項若しくは第六項又は法第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けた者(次条において「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る許可証(この条及び次条において「許可証」という。)をき損し、若しくは汚損し、又は亡失したときは、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業許可証再交付申請書(第二号様式)を知事に提出して、許可証の再交付の申請をすることができる。この場合において、許可証をき損し、又は汚損したときは、当該許可証を添えなければならない。

(平一五規則二二・一部改正)

(産業廃棄物処理業の許可証の返納)

第五条 許可を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に既に交付を受けている許可証を返納しなければならない。

一 許可証の再交付を受けた者が亡失した許可証を発見したとき。

二 当該許可を取り消されたとき。

三 当該許可に係る事業の全部を廃止したとき。

2 許可を受けた者は、当該許可の更新若しくは変更の許可を受け、又は変更届出をして新たに許可証の交付を受けるときは、既に交付を受けている許可証を返納しなければならない。

(産業廃棄物の再生輸送業の指定等)

第六条 省令第九条第二号に規定する収集又は運搬(以下「再生輸送」という。)の業の指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(第三号様式)に、次の各号に掲げる書類及び図面を添えて、知事に提出しなければならない。

一 省令第九条の二第二項各号に掲げる書類及び図面

二 取引関係を記載した書類

三 生活保全上の対策を記載した書類

四 第八条第一項の業の指定を受けた者との委託関係を記載した書類

- 五 其他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために知事が必要と認める書類
- 2 前項の指定は、五年の期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 第一項の指定を受けた者は、当該指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用個別指定業変更指定申請書(第四号様式)に、第一項に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、知事に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 4 前二項の指定の申請については、省令第九条の二第三項の規定を準用する。
- 5 知事は、第一項の指定又は第三項の変更指定に生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(産業廃棄物の再生輸送業の指定の基準)

- 第七条 知事は、前条第一項の申請があった場合において、当該申請が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。
- 一 再生活用業者が自ら又は再生活用の業の指定を受けた者の委託により再生輸送を行うこと。
  - 二 再生輸送の事業に係る産業廃棄物が確実に再生活用されること。
  - 三 再生輸送をするための施設、人員等を備えていること。
  - 四 前号の施設が省令第十条第一号の基準に適合するものであること。
  - 五 生活環境の保全上支障が生じないこと。
  - 六 申請者が再生輸送を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
  - 七 申請者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
  - 八 申請者が第十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

(平一五規則二二・令元規則二七・一部改正)

(産業廃棄物の再生活用業の指定等)

- 第八条 省令第十条の三第二号に規定する処分(以下「再生活用」という。)の業の指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(第三号様式)に、次の各号に掲げる書類及び図面を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 省令第十条の四第二項第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる書類及び図面
  - 二 取引関係を記載した書類
  - 三 生活保全上の対策を記載した書類
  - 四 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
  - 五 再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類
  - 六 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために知事が必要と認める書類
- 2 第六条第二項から第五項までの規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同条第四項中「省令第九条の二第三項」とあるのは、「省令第十条の四第三項」と読み替えるものとする。

(平一五規則二二・一部改正)

(産業廃棄物の再生活用業の指定の基準)

- 第九条 知事は、前条第一項の申請があった場合において、当該申請が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。
- 一 産業廃棄物を原則として無償で引き取ること。
  - 二 引き取った産業廃棄物がすべて再生活用の用に供されること。
  - 三 再生活用を確実に遂行するための施設、人員等を備えていること。
  - 四 排出者との取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
  - 五 生活環境の保全上支障が生じないこと。
  - 六 申請者が再生活用を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
  - 七 申請者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
  - 八 申請者が第十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

(平一五規則二二・令元規則二七・一部改正)

(産業廃棄物の再生利用業の指定証の交付)

- 第十条 知事は、第六条第一項若しくは第八条第一項の指定又は第六条第三項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の変更指定をしたときは、産業廃棄物再生利用個別指定業指定証(以下「指定証」という。)(第五号様式)を交付する。

(産業廃棄物の再生利用業の指定に係る変更の届出)

- 第十一条 第六条第一項又は第八条第一項の指定を受けた者(以下「再生利用指定業者」という。)は、次に掲げる事項を変更したときは、その日から十日以内に再生利用個別指定業変更届出書(第六号様式)を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
  - 二 事務所及び事業場の所在地
  - 三 再生利用の目的
  - 四 再生利用の方法
  - 五 取引関係
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 一 前項第一号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - 二 前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、変更後の事務所及び事業場の付近の見取図
  - 三 前項第三号に掲げる事項の変更の場合には、変更後の再生利用の目的を記載した書類
  - 四 前項第四号に掲げる事項の変更の場合には、変更後の再生利用の方法を記載した書類
  - 五 前項第五号に掲げる事項の変更の場合には、変更後の取引関係を記載した書類
- 3 知事は、第一項の届出があった場合において、指定証の書換えを必要とすると認めるときは、指定証を書き換えて交付する。

(平一七規則二八・一部改正)

(産業廃棄物の再生利用業の指定に係る廃止の届出)

- 第十二条 再生利用指定業者は、当該指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、その日から十日以内に再生利用個別指定業廃止届出書(第七号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の届出が再生利用の業の一部の廃止である場合は、指定証を書き換えて交付する。
- (産業廃棄物の再生利用業の指定の取消し等)

- 第十三条 知事は、再生利用指定業者が法若しくは法に基づく処分若しくはこの規則若しくはこの規則に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は[第七条各号](#)若しくは[第九条各号](#)に掲げる基準に適合しなくなったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 知事は、[前項](#)の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるものとする。  
(産業廃棄物の再生利用業の指定証の再交付)
- 第十四条 再生利用指定業者は、指定証をき損し、若しくは汚損し、又は亡失したときは、再生利用個別指定業指定証再交付申請書([第八号様式](#))を知事に提出して、指定証の再交付の申請をすることができる。この場合において、指定証をき損し、又は汚損したときは、当該指定証を添えなければならない。  
(産業廃棄物の再生利用業の指定証の返納)
- 第十五条 再生利用指定業者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに、知事に既に交付を受けている指定証を返納しなければならない。
- 1 指定証の再交付を受けた者が亡失した指定証を発見したとき。
  - 2 指定を取り消されたとき。
  - 3 指定に係る事業の全部を廃止したとき。
- 2 再生利用指定業者は、当該指定の更新若しくは変更の指定を受け、又は変更届出若しくは当該指定に係る事業の一部の廃止届出をして新たに指定証の交付を受けるときは、既に交付を受けている指定証を返納しなければならない。  
(廃棄物再生事業者の登録の申請)
- 第十六条 政令第十七条第一項に規定する申請書は、廃棄物再生事業者登録申請書([第九号様式](#))とする。  
(平一五規則二二・平二三規則一八・一部改正)
- (廃棄物再生事業者の登録証明書)
- 第十七条 政令第十九条に規定する登録証明書(以下「登録証明書」という。)は、廃棄物再生事業者登録証明書([第十号様式](#))とする。  
(平一五規則二二・平二三規則一八・一部改正)
- (廃棄物再生事業者の変更の届出)
- 第十八条 政令第二十条の届出をしようとする者は、廃棄物再生事業者登録事項変更届出書([第十一号様式](#))に、省令第十六条の三各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、[前項](#)の届出により登録証明書の書換えを必要とする場合は、登録証明書を書き換えて交付する。  
(平一五規則二二・平二三規則一八・一部改正)
- (廃棄物再生事業場の休廃止等の届出)
- 第十九条 政令第二十一条の届出をしようとする者は、廃棄物再生事業者登録事業場廃止(休止)(再開)届出書([第十二号様式](#))を知事に提出しなければならない。  
(平一五規則二二・平二三規則一八・一部改正)
- (廃棄物再生事業者の登録証明書の再交付)
- 第二十条 法第二十条の二第一項の登録を受けた者(以下「登録を受けた者」という。)は、登録証明書をき損し、若しくは汚損し、又は亡失したときは、廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書([第十三号様式](#))を知事に提出して、登録証明書の再交付の申請をすることができる。この場合において、登録証明書をき損し、又は汚損したときは、当該登録証明書を添えなければならない。  
(廃棄物再生事業者の登録証明書の返納)
- 第二十一条 登録を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に既に交付を受けている登録証明書を返納しなければならない。
- 1 登録証明書の再交付を受けた者が亡失した登録証明書を発見したとき。
  - 2 当該登録を取り消されたとき。
  - 3 当該登録に係る事業の全部を廃止したとき。
- 2 登録を受けた者は、当該登録の変更届出をして新たに登録証明書の交付を受けるときは、既に交付を受けている登録証明書を返納しなければならない。  
(最終処分場の台帳の帳簿)
- 第二十二条 省令第十五条の八第一項の帳簿は、一般廃棄物(産業廃棄物)最終処分場台帳帳簿([第十四号様式](#))とする。  
(平一五規則二二・平二三規則一八・一部改正)
- (最終処分場の台帳の閲覧)
- 第二十三条 法第十九条の十二第三項の規定により同条第一項の台帳の閲覧の請求を行おうとする者は、一般廃棄物(産業廃棄物)最終処分場台帳閲覧請求書([第十五号様式](#))を知事に提出しなければならない。  
(平一五規則二二・平二三規則一八・令三規則五〇・一部改正)
- (書類の提出部数及び経由機関)
- 第二十四条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正本一通及び副本二通とし、奈良県景観・環境総合センターの長を経由しなければならない。ただし、奈良県内に廃棄物の処理等に係る施設又は産業廃棄物処理業、産業廃棄物再生利用業若しくは廃棄物再生事業の事務所若しくは事業場のいずれをも有しない者が知事に提出する書類は、正本副本各一通とし、奈良県景観・環境総合センターの長を経由することを要しない。  
(平二一規則六六・平二五規則九九・一部改正)
- 附 則  
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
  - 2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりなされている申請その他の行為は、改正後の[廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則](#)の相当規定によってなされた申請その他の行為とみなす。
- [第1号様式\(第2条関係\)](#)  
(令三規則50・一部改正)

第1号様式(第2条関係)

一般廃棄物 処理施設設置許可証 書換え 交付申請書  
産業廃棄物 再

年 月 日

奈良県知事 殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第2条 第1項 の規定により、 一般廃棄物 処  
理施設設置許可証の 書換え 交付について次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
施 設 の 種 類	
設 置 場 所	
申 請 の 理 由	
備 考	

(注)1 不用の文字は、消してください。

2 許可証の記載事項に変更があつた場合には、備考欄に変更年月日及び変更の内容を記載してください。

第1号様式の2(第3条の2関係)

<p>熱回収施設設置者認定証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。</p> <p style="text-align: right;">奈良県知事 印</p>	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 期 限	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収に必要な設備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	<p>1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を知事に提出すること。</p> <p>2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく知事に届け出ること。</p>

[第1号様式の3\(第3条の4関係\)](#)

(平23規則18・追加、令3規則50・一部改正)

第1号様式の3(第3条の4関係)

一般廃棄物 熱回収施設設置者認定証再交付申請書  
産業廃棄物

年 月 日

奈良県知事 殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

-----  
申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

-----  
電話番号 ( ) -----

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第3条の4の規定により、一般廃棄物熱回収  
産業廃棄物  
施設設置者認定証の再交付について次のとおり申請します。

認定年月日	年 月 日
認定の有効期限	年 月 日
認定番号	
施設の種類	
設置場所	
申請の理由	
備考	

(注) 不用の文字は、消してください。

[第2号様式\(第4条関係\)](#)

(令3規則50・一部改正)

第2号様式(第4条関係)

産業廃棄物処理業 許可証再交付申請書  
特別管理産業廃棄物処理業

年 月 日

奈良県知事 殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第4条の規定により、

産業廃棄物収集運搬業  
産業廃棄物処分業 許可証の再交付について次のとおり申請します。  
特別管理産業廃棄物収集運搬業  
特別管理産業廃棄物処分業

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
事 業 の 範 囲	
申 請 の 理 由	
備 考	

(注) 不用の文字は、消してください。

[第3号様式\(第6条、第8条関係\)](#)

(平13規則49・平15規則22・平17規則28・平23規則18・令元規則27・令3規則50・一部改正)

第3号様式(第6条、第8条関係)

<p style="text-align: center;">再生利用個別指定業 指 定 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>奈良県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 第6条第1項 第8条第1項の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業の指定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>		再生利用の用に供する施設の種類の、数量、設置場所及び能力	
		再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要	
		排出者の氏名又は名称及び所在地	
事業の範囲	再生活用又は再生輸送の別	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地	
	取り扱う産業 廃棄物の種類	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地	
事務所及び事業場の所在地	事務所 事業場	電話番号 電話番号	
再生利用の目的		再生活用により得られる有用物の利用方法	
		事業開始予定年月日	年 月 日

(注) 不用の文字は、消してください。

(裏)

添付書類及び図面	<p>1 産業廃棄物の再生輸送業の指定の申請の場合には、下記の書類及び図面を添付してください。</p> <p>(1) 事業計画の概要を記載した書類 (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図 (3) 申請者が(2)に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること)を証する書類 (4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し及び登記事項証明書 (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類 (7) 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (8) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 (9) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (10) 申請者が個人である場合には、資産に関する調査、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (11) 申請者が未成年である場合には、法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書 (12) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び登記事項証明書 (13) 申請者が法人である場合には、発行済株式総数の5/100以上の有する株主又は出資額の5/100以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書 (14) 政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書 (15) 取引関係を記載した書類 (16) 生活環境保全上の対策を記載した書類 (17) 再生活用業の指定を受けた者との委託関係を記載した書類 (18) その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために知事が必要と認める書類</p> <p>2 産業廃棄物の再生活用業の指定の申請の場合には、下記の書類及び図面を添付する。</p> <p>(1) 事業計画の概要を記載した書類</p>	添付書類及び図面	<p>(2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図 (3) 申請者が(2)に掲げる施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権限を有すること)を証する書類 (4) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類 (7) 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (8) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 (9) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 (10) 申請者が個人である場合には、資産に関する調査、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (11) 申請者が未成年である場合には、法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書 (12) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び登記事項証明書 (13) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主又は出資額の5/100以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書 (14) 政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書 (15) 取引関係を記載した書類 (16) 生活環境保全上の対策を記載した書類 (17) 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類 (18) 再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類 (19) その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために知事が必要と認める書類</p> <p>注)1、2それぞれ指定の更新の申請の場合は、上記の書類及び図面のうち(1)、(2)及び(3)については、その内容に変更がない限り、添付する必要はありません。</p>
		事務処理欄(記入しないでください。)	

[第4号様式\(第6条、第8条関係\)](#)

(平13規則49・平15規則22・平17規則28・平23規則18・令元規則27・令3規則50・一部改正)



第4号様式(第6条、第8条関係)

再生利用個別指定業 変更指定申請書 年 月 日 奈良県知事 殿 申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(第8条第2項において 準用する)第6条第3項の規定により、再生利用個別指定業の事業の範 囲の変更の指定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、次のと おり申請します。		変 更 の 理 由
指 定 の 年 月 日 及 び 指 定 番 号	年 月 日 第 号	変更に係る再生利用の用 に供する施設の種類の、数 量、設置場所及び処理能 力
変 更 の 理 由	再生活用又は 再生輸送の別 取り扱う産業 廃棄物の種類 再生活用の場合 にあっては 再生活用によ り得られる有 用物	変更に係る再生利用の用 に供する施設の処理方 式、構造及び設備の概要
		変更に係る取引関係
		変更予定年月日

(注) 不用の文字は、消してください。

(裏)

添付書類 及び図面  1 再生輸送業の事業の範囲の変更の指定の申請の場合には、下記の書類 及び図面を添付してください。 (1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類 (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断 面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図 (3) 申請者が(2)に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有 権を有しない場合には、使用する権限を有すること)を証する書類 (4) 申請者が法人である場合には、定款又は附行行為及び登記事項証 明書 (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し及び登記事項証 明書 (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載 した書類 (7) 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (8) 変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達 方法を記載した書類 (9) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸 借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (10) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所 得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (11) 申請者が未成年である場合には、法定代理人の住民票の写し及 び登記事項証明書 (12) 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し及び登記事 項証明書 (13) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の5/100以 上の株式を有する株主又は出資額の5/100以上の額に相当する出 資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記 事項証明書 (14) 政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住 民票の写し及び登記事項証明書 (15) 取引関係を記載した書類 (16) 生活環境保全上の対策を記載した書類 (17) 再生利用業の指定を受けた者との委託関係を記載した書類 (18) その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかに するために知事が必要と認める書類 2 再生利用業の事業の範囲の変更の指定の申請の場合には、下記の書類 及び図面を添付する。 (1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類	添付書類 及び図面  (2) 変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、 立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見 取り図 (3) 申請者が(2)に掲げる施設の所有権を有すること(所有権を有し ない場合には、当該施設を使用する権限を有すること)を証する書 類 (4) 申請者が法人である場合には、定款又は附行行為及び登記事項証 明書 (5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し (6) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載 した書類 (7) 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (8) 変更に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達 方法を記載した書類 (9) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸 借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに 法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類 (10) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所 得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (11) 申請者が未成年である場合には、法定代理人の住民票の写し及 び登記事項証明書 (12) 申請者が法人である場合には、役員住民票の写し及び登記事 項証明書 (13) 申請者が法人である場合には、発行済株式総数の5/100以 上の有する株主又は出資額の5/100以上の額に相当する出資をし ている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証 明書 (14) 政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住 民票の写し及び登記事項証明書 (15) 取引関係を記載した書類 (16) 生活環境保全上の対策を記載した書類 (17) 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類 (18) 再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類 (19) その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかに するために知事が必要と認める書類  事 務 処 理 欄(記入しないでください。)
--	---

第5号様式(第10条関係)

第5号様式(第10条関係)

産業廃棄物再生利用個別指定業指定証		指定番号
住所		1 事業の範囲 事業の区分 取り扱う産業廃棄物の種類
氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕		
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号の 第10条の3第2号		2 再生利用の方法
規定による再生利用個別指定業の指定を受けた者であることを証明します。		
年 月 日 奈良県知事	印	3 取引関係
指定の年月日	年 月 日	
指定の有効期限	年 月 日	4 指定の条件
		5 指定の更新、変更の状況

[第6号様式\(第11条関係\)](#)

(令3規則50・一部改正)

第6号様式(第11条関係)

再生利用個別指定業変更届出書

年 月 日

奈良県知事殿

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

再生利用個別指定業に係る以下の事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条第1項の規定により関係書類及び図面を添えて届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
再生活用又は再生輸送の別		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

[第7号様式\(第12条関係\)](#)

(令3規則50・一部改正)

第7号様式(第12条関係)

再生利用個別指定業廃止届出書

年 月 日

奈良県知事殿

届出者

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条第1項の規定により、再生利用個別指定業の<sup>一部</sup>の廃止について、次のとおり届け出ます。  
<sub>全部</sub>

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
再生活用又は再生輸送の別	
一 部 全 部 の 廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 し た 事 業 の 範 囲	
廃 止 の 理 由	

(注) 不用の文字は、消してください。

[第8号様式\(第14条関係\)](#)

(令3規則50・一部改正)

第8号様式(第14条関係)

再生利用個別指定業指定証再交付申請書

年 月 日

奈良県知事殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第14条の規定により、再生利用個別指定業指定証の再交付について次のとおり申請します。

指定年月日	年 月 日
指定番号	第 号
事業の範囲	
申請の理由	
備考	

[第9号様式\(第16条関係\)](#)

(平15規則22・平17規則28・平23規則18・令3規則50・一部改正)

第9号様式(第16条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

奈 良 県 知 事 殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第17条第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録について次のとおり申請します。

事務所の所在地		
事業場の所在地		
廃棄物の再生に係る事業の内容		
事業の用に供する施設	種 類	
	数 量	
	製 造 及 備 要 の 概 要	
経理的基礎に関する資料		

(裏)

- 1 事業場の図面
- 2 事業計画の概要を記載した書類
- 3 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 4 (法人である場合)定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 5 (個人である場合)住民票の写し
- 6 業務経歴を記載した書類
- 7 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために知事が必要と認める書類

※手数料欄

[第10号様式\(第17条関係\)](#)

第10号様式(第17条関係)

第 号  
年 月 日

廃棄物再生事業者登録証明書

住 所  
氏 名

上記の者は、次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを証明します。

奈良県知事



登録年月日	年 月 日
登録番号	
事業場の所在地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	

[第11号様式\(第18条関係\)](#)

(平15規則22・平23規則18・令3規則50・一部改正)



第11号様式(第18条関係)

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

年 月 日

奈良県知事殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....

申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....

電話番号 ( ) -

.....

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、廃棄物再生事業者の登録事項の変更について、次のとおり届け出ます。

登録年月日	年 月 日		
登録番号			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

[第12号様式\(第19条関係\)](#)

(平15規則22・平23規則18・令3規則50・一部改正)

第12号様式(第19条関係)

廃止  
廃棄物再生事業者登録事業場 休止 届出書  
再開

年 月 日

奈良県知事殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、廃棄物再生事業者の登録事項の休止について、次のとおり届け出ます。

登録 年月日	年 月 日	
登録番号		
事業場の 所在地		
廃止	(廃止の期日) 年 月 日	(廃止の理由)
休止	(休止の期間) 年 月 日から 年 月 日まで	(休止の理由)
再開	(再開の期日) 年 月 日	(再開の理由)

(注) 不用の文字は、消してください。

[第13号様式\(第20条関係\)](#)

(令3規則50・一部改正)

第13号様式(第20条関係)

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

年 月 日

奈良県知事殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....

申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....

電話番号 ( ) -

.....

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第20条の規定により、廃棄物再生事業者登録証明書の再交付について、次のとおり申請します。

登録年月日	年 月 日
登録番号	
申請の理由	
備考	

[第14号様式\(第22条関係\)](#)

第14号様式(第22条関係)

一般廃棄物  
最終処分場台帳帳簿  
産業廃棄物

設置者の氏名(法人 にあつては、名称及 び代表者の氏名)	
住所(法人にあつて は、主たる事務所の 所在地)	
設 置 場 所	
施設の閉鎖までの間 の管理予定者及びそ の連絡先	
施 設 の 種 類	一般廃棄物最終処分場 産業廃棄物最終処分場(安定型、管理型、遮断型)
埋 立 て 面 積	
埋立ての深さ及び覆 土の厚さ	
最終処分場の構造	
埋立て処分の方法	
埋め立てた廃棄物の 種 類 及 び 量	
許可又は届出年月日	
許 可 番 号 又 は 届 出 受 理 番 号	
埋 立 て 期 間	年 月 日～ 年 月 日
閉鎖までの廃棄物の 管 理 方 法	

[第15号様式\(第23条関係\)](#)

(平15規則22・平23規則18・令3規則50・一部改正)

第15号様式(第23条関係)

一般廃棄物  
最終処分場台帳閲覧請求書  
産業廃棄物

年 月 日

奈良県知事殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....

請求者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....

電話番号 ( ) -

.....

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の12第3項の規定により、一般廃棄物最終処分場の台帳の閲覧について、次のとおり申請します。

最終処分場の設置場所	
設置者の住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	
設置者の氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
請求の理由又は利用目的	

(注) 不用の文字は、消してください。

附 則(平成一三年規則第四九号)

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一五年規則第二二号)

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第二八号)

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則(平成二一年規則第六六号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第二十四条の規定により保健所の長に提出されている書類は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第二十四条の規定により奈良県景観・環境保全センターの長に提出された書類とみなす。

附 則(平成二三年規則第一八号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年規則第九九号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(令和元年規則第二七号)

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則(令和三年規則第五〇号)

この規則は、公布の日から施行する。